

文化審議会  
無形文化遺産部会（第5回）  
議 事 次 第

〔 日 時 令和4年2月25日（金）  
14：00～16：00  
場 所 WEB会議 〕

1. 開 会

2. 議 題

（1）報告事項

・ユネスコ無形文化遺産保護条約第16回政府間委員会の概要

（2）ユネスコ無形文化遺産保護条約（代表一覧表）の提案案件について（審議）

（3）その他

3. 閉 会

<資料>	(P. 1～2)	
資料1	第16回政府間委員会の概要について	…1
<参考資料>	(P. 3～20)	
参考資料1	文化審議会関係法令	…3
参考資料2	文化審議会運営規則	…5
参考資料3	文化審議会の会議の公開について	…7
参考資料4	無形文化遺産部会の設置について	…8
参考資料5	文化審議会無形文化遺産部会委員名簿	…9
参考資料6	文化審議会無形文化遺産部会運営規則	…10
参考資料7	文化審議会無形文化遺産部会の会議の公開について	…12
参考資料8	無形文化遺産保護条約代表一覧表への記載基準について	…13
参考資料9	「代表一覧表」記載提案書様式	…14
参考資料10	ユネスコ無形文化遺産について	…18
参考資料11	文化財保護法の一部を改正する法律の概要	…19
参考資料12	文化審議会組織図	…20

## ユネスコ無形文化遺産保護条約 第16回政府間委員会 概要

### 1. 日時・場所

2021年12月13日～12月18日 オンライン開催

### 2. 委員会の構成:

議長: Mr Punchi Nilame Meegaswatte(スリランカ)

副議長国: サウジアラビア, ジブチ, スウェーデン, チェコ, ブラジル

ラポルトウール: 日本

委員国(24か国)

地域	任期:2018-2022	任期:2020-2024
西欧	オランダ	スイス, スウェーデン
東欧	アゼルバイジャン, ポーランド	チェコ
中南米	ジャマイカ	パナマ, ブラジル, ペルー
アジア 大洋州	日本, 中国, カザフスタン, スリランカ	韓国
アフリカ	カメルーン, ジブチ, トーゴ	コートジボワール, ボツワナ, ルワンダ
中東	クウェート	サウジアラビア, モロッコ

### 3. 主要議題概要

#### (1)新規登録の審議(議題8a.～d., 議題19)

##### ○「代表一覧表」(全530件)

- 49件が審査され, 記載39件(うち拡張提案1件), 情報照会5件, 取り下げ5件。

※評価機関の勧告: 記載37件, 情報照会12件。

##### ○「緊急保護一覧表」(全71件)

- 6件が審査され, 記載4件, 情報照会1件, 取り下げ1件。

※評価機関の勧告: 選択3件, 情報照会3件。

##### ○「グッド・プラクティス」(全29件)

- 5件が審査され, 選択4件, 情報照会1件。

※評価機関の勧告: 選択4件, 情報照会1件。

##### ○「国際的援助」(全2件)

- 1件が審査され, 承認1件。

※評価機関の勧告: 承認1件。

## (2) 条約の運用改善に向けた検討と運用指示書の改正案(議題14)

- 2003年に無形文化遺産保護条約が採択されて15年以上が経過し、加盟国の中から、記載メカニズムの一部見直しが必要との声を受けて、2019年の第14回政府間委員会において、記載メカニズムの見直し議論を開始するべく専門家会合及び政府間オープンエンド会合の開催が決定された。

コロナ感染拡大の影響を受け、開催時期が延期となっていたが、日本が財政支援を行い、昨年5月に専門家会合、同年7月及び9月に政府間オープンエンド会合が開催された。この政府間オープンエンド会合の議論の結果が、今次政府間委員会に運用ルールの改正案として示され、審議の結果、以下を運用指示書に反映させる案が決議された。

- ・ 既に記載された案件の多国間または一国内における拡張手続の簡素化。
  - ・ 「緊急保護一覧表」と「代表一覧表」間の移行に関する手続の明文化。
  - ・ 「緊急保護一覧表」または「代表一覧表」記載案件の削除に関する手続の明文化。
- 今次政府委員会までに政府間オープンエンド会合での十分な議論を終えられなかった事項も複数あり、政府間オープンエンド会合のマンドートを拡大・延長し、2022年の早い時期に3回目の会合を開催して、年間の審査件数の問題や、予備的評価の導入の是非などについて議論を継続することも併せて決定された。

### ➤ 今後のスケジュール

2022年初旬 政府間オープンエンド会合(パートⅢ)(継続審議事項について議論)  
その後 無形文化遺産保護条約臨時政府間委員会  
(上記会合の結果について審議し、運用指示書改正案を採択)  
2022年中旬 無形文化遺産保護条約締約国会議(運用指示書改正案の承認)

## (3) 次回政府間委員会の開催時期・場所及びビューロー(議題17, 18)

開催時期: 2022年11月28日～12月3日

開催場所: 後日決定

ビューロー

議長国: 2022年3月15日までに副議長国から選出予定

副議長国: スイス, チェコ, パナマ, 韓国, ボツワナ, モロッコ

ラポラトゥール: ペルー

(以上)

文化審議会関係法令

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

（文化審議会）

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
- 四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 五 文化芸術基本法（平成十三年法律第四十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則

（文化審議会の所掌事務の特例）

- 3 文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

○文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

（組織）

第二条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所掌事務

国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五條第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四條第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百五十三條の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

**(部会)**

- 第六條 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

**(議事)**

- 第七條 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

**(資料の提出等の要求)**

- 第八條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

**(庶務)**

- 第九條 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

**(雑則)**

- 第十條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附則**

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 文化財分科会は、第五條第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇いとまがなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(分科会)

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分科会	事項
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。)
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四項及び著作権等管理事業法(平成十二年法律第三百三十一号)第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第一百五十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項については分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。)が審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。)に諮って定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならぬ。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。



## 文化審議会の会議の公開について

(平成23年 6月1日文化審議会決定)  
(平成30年10月1日文化審議会改定)

文化審議会の会議の公開については、文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化審議会決定)第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

## (会議の公開)

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
  - (1) 会長の選任その他人事に係る案件
  - (2) 文部科学省設置法(平成11年法律第96号)第21条第1項第5号に掲げる事項に関する案件(ただし、文化芸術基本法第7条第3項に係る案件を除く。)
  - (3) 上記のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。)までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

## (会議の傍聴)

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁(以下「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

## (会議資料の公開)

8. 会議資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## (議事録の公開)

9. 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

## (その他)

11. このほか、本審議会に置かれる分科会及び部会における議事の公開については、各分科会及び部会において決定するものとする。

## 無形文化遺産部会の設置について

令和 3 年 4 月 5 日  
文 化 審 議 会

### 1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

### 2. 調査審議事項

- (1) 無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 無形文化遺産保護条約第 12 条 1 に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- (3) 無形文化遺産保護条約第 16 条 1 に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- (4) その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

### 3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

### 4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会第5期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和3年4月現在)

井上 治	京都芸術大学准教授
今井 陽子	東京国立近代美術館工芸館主任研究員
岩崎まさみ	北海学園大学開発研究所 特別研究員
大林賢太郎	京都芸術大学教授
河島 伸子	同志社大学教授
久保田裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
黒川 廣子	東京藝術大学大学美術館教授
高倉 浩樹	東北大学東北アジア研究センター教授
竹内由紀子	女子栄養大学准教授
古家 信平	筑波大学名誉教授
松田 陽	東京大学准教授
宮田 繁幸	東京福祉大学特任教授

(計 12名)

文化審議会無形文化遺産部会運営規則

(令和三年五月十七日文化審議会無形文化遺産部会決定)

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会無形文化遺産部会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。  
(守秘義務及び利益相反)

第三条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、無形文化遺産保護条約第十六条一に基づき人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補を選定する際、当該候補について自己

が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

(雑則)

第四条 文化審議会運営規則第二条第二項の規定は、部会にこれを準用する。

第五条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和三年五月十七日）から施行する。

## 文化審議会無形文化遺産部会の会議の公開について

(令和3年5月17日文化審議会無形文化遺産部会決定)

文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会無形文化遺産部会運営規則（令和3年5月17日文化審議会無形文化遺産部会決定）第二条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

### （会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（3）までの案件を審議する場合を除く。
  - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
  - （2）無形文化遺産部会の設置について（令和3年4月5日文化審議会決定）
  - （3）調査審議事項（3）により、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補の調査審議に係る案件
  - （3）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

### （会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

### （議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（3）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

### （会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

## ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約に基づく 無形文化遺産代表一覧表への記載基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落 2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第 2 条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映しかつ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4 申請案件が、関係する社会、集団及び場合により個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5 条約第 11 条及び第 12 条にのっとり、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

<参考>ユネスコ無形文化遺産保護条約（抄）

### 第 2 条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2 1 に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

### 第 11 条 締約国の役割

締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (b) 第 2 条 3 に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

### 第 12 条 目録

1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。

## 「代表一覧表」記載提案書（ICH-02）様式（2021. 10. 22 版）

盛り込むべき内容は以下のとおり。なお、[]内の語数は、指定のない限り英語表記での語彙数を示している。

- A. 締約国名
- B. 無形文化遺産の名称
  - B 1. 英語かフランス語での名称 [英語もしくはフランス語で 200 字以内（以下、特に指定の無い場合英仏語での字数もしくは語数）]
  - B 2. 現地語での名称 [現地語で 200 字以内]
  - B 3. その他の名称（必要であれば）
- C. 関係する社会、集団及び、適用可能な場合、個人の名称 [150 語以内]
- D. 当該無形文化遺産の地理的位置・範囲 [150 語以内]
- E. 連絡担当者

## 1. 無形文化遺産の特定（記載基準 R. 1）

この無形文化遺産は条約の定義のどの分野に該当するか？（複数可）

- 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- 芸能
- 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- 自然及び万物に関する知識及び慣習
- 伝統工芸技術
- その他

- (i) 提案する無形文化遺産を、見たことも体験したことも無い読者に紹介するための短い概要。 [150～250 語]
- (ii) この無形文化遺産を保持し、もしくは実践しているのはどのような人たちか？ この無形文化遺産の実践と伝承において、ジェンダーに関するものを含めて特別な役割やそれを果たすためのグループが存在するか？それはどのような人達でどのような責任をもっているか？ [150～250 語]
- (iii) この無形文化遺産に関する知識と技術はどのようにして現在に伝えられて来たか？ [150～250 語]
- (iv) この無形文化遺産は今日において、そのコミュニティのために、どのような社会的及び文化的な機能と意味を有しているか？ [150～250 語]
- (v) この無形文化遺産の一部に、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と矛盾する部分があるか？ [150～250 語]



2. 認知及び意識の向上の確保並びに対話の奨励への貢献（記載基準 R. 2）
- (i) この無形文化遺産を代表一覧表に記載することが、「無形文化遺産」全般の認知を高め、その、地域・国・国際レベルにおける重要性に関する意識の向上に、どのように貢献するか？
    - (i. a) 地域レベルでどう貢献するか？ [100～150 語]
    - (i. b) 国レベルでどう貢献するか？ [100～150 語]
    - (i. c) 国際レベルでどう貢献するか？ [100～150 語]
  - (ii) この記載によって社会、集団、個人の間での対話がどのようにして奨励されるか？ [100～150 語]
  - (iii) この記載によって、文化の多様性と人間の創造性に対する尊重をどのようにして促進されるか？ [100～150 語]

3. 保護措置（記載基準 R. 3）

3 a. 過去及び現行の保護措置

- (i) 関係する社会、集団、可能な場合は個人によって、どのようにして当該無形文化遺産の存続が過去もしくは現在の対策により確保されてきているか？ [150～250 語]

**関係社会、集団、個人が実施してきた、またはしている保護措置：**

- 後継者養成（特に正規・非正規の教育を通じて）
- 特定、記録、調査
- 保全、保護
- 広報、奨励
- 復興

- (ii) 関係締約国が関わって当該無形文化遺産の保護に、過去及び現在どのような取組を行ってきているか？外的もしくは内的な制約は何か [150～250 語]

**関係締約国が実施して来た、またはしている保護措置：**

- 後継者養成（特に正規・非正規の教育を通じて）
- 特定、記録、調査
- 保全、保護
- 広報、奨励
- 復興

3 b. 今後の保護措置

- (i) 当該無形文化遺産が未来において危機にさらされないため、どのような保護措置が予定されているか。特に、代表一覧表記載による予期しない影響や、認知及び一般関心の高まりの結果としての悪影響を避けるための措置。 [500～750 語]
- (ii) 関係締約国はどのようにして、上記の予定された保護措置の実施を支援するか？ [150～250 語]
- (iii) 関係する社会、集団、個人は、上記の予定された保護措置の計画にジェンダーによる役割を含めてどのように関与し、その実施にどのように関与していくか？ [150～250 語]

3 c. 保護措置に責任を持つ組織（団体）

組織名：

連絡担当者名及び役職：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

その他必要な情報：

4. 提案プロセスにおける関係する社会の参画及び同意（記載基準 R. 4）

4 a. 関係する社会、集団及び個人が本件提出の準備及び書類作成の各段階においてどのように積極的に関与したか？（ジェンダーによる役割についての情報も含める。関係するすべての団体、当てはまる場合には地方政府、NGO、研究機関などの関与についても言及する。）

[300～500 語]

4 b. 自由に事前に説明を受けた上での同意。どのような資料を付属しているか、どのように作成・入手されたか及び同意している代表者のジェンダーを記す。[150～250 語]

4 c. アクセスを規律する慣行の尊重（あれば）[50～250 語]

4 d. 関係するコミュニティの組織もしくは代表者

組織名：

連絡担当者名及び役職：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

その他必要な情報：

5. 目録への記載（記載基準 R. 5）

(i) 提案されている無形文化遺産が含まれている目録の名称

(ii) その目録を管理・維持する責任のある部署・省庁・組織・団体等の名称（現地の言葉で書かれた目録及び英語またはフランス語で書かれていない場合は訳された目録も含む）

(iii) 提案されている無形文化遺産の目録内のリファレンスナンバー（参照番号）と名称

(iv) 提案されている無形文化遺産が目録に記載された日付（この日付は提案書が提出される以前でなければならない）

(v) 提案されている無形文化遺産がどのように特定・定義されたか説明する。この説明は目録を作成するにあたり社会、集団及び関係するNGOの参画をもって情報がどのように収集・処理されたかと参加者のジェンダーの役割への言及も含む。研究機関と専門センターの参画を証明する情報を追加してもよい。[200 語以内]

(vi) 目録がどのくらいの頻度で（定期的に）更新されるのか示す。[100 語以内]

(vii) 更新される周期、方法を含め目録はどのように定期的に更新されるか説明。

ここでの更新は新たな無形文化遺産を追加するだけでなく、すでに記載されていたものの情報の更新を含む。[200 語以内]

- (viii) 提案されている無形文化遺産が提案している国の領地内にある目録に記載されていることを証明するものを付属する。この資料は最低でも無形文化遺産の名称、説明、関係する社会、集団及び該当する場合は個人の名称、彼らの地理的位置と無形文化遺産の範囲を含む。(以下はどちらか一つのみ)
- (a) 目録がウェブ上にある場合はリンクを貼る。提案されている無形文化遺産に関係する部分を紙面で付属する。この情報は英語やフランス語以外の言語の場合翻訳する。
- (b) 目録がウェブ上でない場合、目録の関係する部分を書面で付属する。英語やフランス語以外の言語の場合は翻訳する。

どの資料を付属しているかを記し、該当する場合は関係するリンクを記す。

## 6. ドキュメンテーション

### 6 a. 付属資料

- 同意書 (翻訳されたものも含める) (必須)
- 提案されている無形文化遺産が締約国の領地内にある目録に含まれていることを証明するもの。(翻訳されたものも含める) (必須)
- 最近の写真 10 枚 (必須)
- 写真に関する権利の譲渡 (ICH-07-photo)
- 5 分以上、10 分以内のビデオ (英語またはフランス語以外の場合字幕付き)
- ビデオに関する権利の譲渡 (ICH-07-video)

### 6 b. 主な刊行された参考資料 [1 頁以内] (任意)

## 7. 国を代表しての署名

氏名 :

役職 :

日付 :

署名 :

# ユネスコ無形文化遺産について

参考資料10

## 条約の概要

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目), 2006(H18)年 発効〕

【目的】 ■ **無形文化遺産の保護**

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ **「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成**

■ 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:180

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 (現在 22件 世界全体では530件)

重要無形文化財 重要無形民俗文化財 選定保存技術 文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく <b>能楽</b>	にんぎょうじょうりふんらく <b>人形浄瑠璃文楽</b>	かぶき <b>歌舞伎</b>
2009 (H21)	ががく <b>雅楽</b> おくのとのあえのこと <b>奥能登のあえのこと</b> 【石川】 ちやっきらこ <b>チャッキラコ</b> 【神奈川】	おぢやちみ・えちごじょうふ <b>小千谷縮・越後上布</b> 【新潟】 はやちねかぐら <b>早池峰神楽</b> 【岩手】 だいにちどうぶがく <b>大日堂舞楽</b> 【秋田】	あきうのたうえおどり <b>秋保の田植踊</b> 【宮城】 だいまくたて <b>題目立</b> 【奈良】 あいぬこしきぶよう <b>アイヌ古式舞踊</b> 【北海道】
2010 (H22)	くみおどり <b>組踊</b>	ゆうきつむぎ <b>結城紬</b> 【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなたうえ <b>壬生の花田植</b> 【広島】	さだしんのう <b>佐陀神能</b> 【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 <b>本美濃紙</b> , 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく <b>那智の田楽</b> 【和歌山】		
2013 (H25)	わしよく <b>和食</b> ; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとくきなしよくぶんか	
2014 (H26)	わし <b>和紙</b> : 日本の手漉和紙技術【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすきわしぎじゆつ せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016 (H28)	やまほこやたいぎょうじ <b>山・鉾・屋台行事</b>	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018 (H30)	らいほうしん かめんかそうのかみがみ <b>来訪神: 仮面・仮装の神々</b>	※2009年に無形文化遺産に登録された甌島のトシドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020 (R2)	でんとうけんちくこうしょうのわざ <b>伝統建築工匠の技</b> : 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうきじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。
提案中	ふりゆうおどり <b>風流踊</b>	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】などを追加して拡張提案。 ※2022 (R4) 年11~12月審議予定	

## 登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
  - 〔各年, 50件の審査件数の制限〕
  - \* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
  - \* 我が国の案件は実質2年に1回の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
  - ① 記載(inscribe)
  - ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
  - ③ 不記載(not to inscribe)

## 登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
    - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
    - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
  2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
  3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
  4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
  5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

## 趣 旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

## 概 要

[文化財保護の制度]

	文化財の種類	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やか な保護措置
国	有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

## 1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

### (1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に**登録できる**こととする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

#### 【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・ 保存・公開に要する経費の補助、指導助言 【第76条の10～第76条の12関係】
- ・ 登録無形文化財保存活用計画の作成・認定 【第76条の13～第76条の17関係】  
（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

### (2) 無形の民俗文化財の登録制度

- （1）**無形文化財と基本的に同様の**制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

### (3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日（令和3年6月14日）

※ **新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。**

## 2. 地方登録制度の新設

### (1) 概要

- ① **地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できる**こととする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると思料するもの**について、文部科学大臣に対し、**国の文化財登録原簿への登録を提案できる**こととする。【第182条の2関係】

### (2) 施行期日

- 令和4年4月1日

# 文化審議会

参考資料 1 2

令和 4 年 2 月時点

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

## 文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

## 美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

## 世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

## 無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

## 博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

## 文化経済部会

・文化と経済の好循環に関する調査審議

## 国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

### 国語課題小委員会

・国語に関すること

### 日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

### 基本政策小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題等に関すること

### 法制度小委員会

・著作権法制度の在り方等に関すること

### 国際小委員会

・国際的ルール作りへの対応等に関すること

### 使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関すること

## 著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

## 文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

### 第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

### 第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

### 第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

### 第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

### 第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

### 第六専門調査会

・生活文化(食文化を含む)に関すること

## 文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理